



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

ウィン・リゾート社との訴訟に関する東京高等裁判所の 控訴審判決について

当社および岡田ホールディングス合同会社ならびに、当社取締役会長である岡田和生が、Wynn Resorts, Limited (NASDAQ:WYNN、以下「ウィン・リゾート社」という) および役職員に対し提起していた訴訟について、東京高等裁判所において控訴審判決が下されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所：東京高等裁判所

判決日：平成 26 年 6 月 12 日

2. 訴訟の経緯

平成 24 年 2 月 19 日（米国時間）にウィン・リゾート社が同社ホームページ上に掲載したプレスリリースによって、名誉または信用毀損等の損害を被ったため、平成 24 年 8 月 28 日付で、当社は、岡田ホールディングス合同会社及び当社取締役会長岡田和生と共同して、ウィン・リゾート社及びその役職員であるその他の被告らに対し、損害賠償請求訴訟を提起しました。

その後、東京地方裁判所において、『特別の事情』により当該訴訟が却下され、当社らはその判決を不服とし、東京高等裁判所に控訴いたしました。

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 当社の見解

第1審判決と同様に、控訴審判決においても、『名誉毀損または信用毀損に係る情報発信地が海外であった場合でも、名誉毀損等が日本において発生した場合は、原則として日本の裁判所において責任を追求することができる』旨の判断が示されましたが、本件訴訟に関しては、比較的多くの書証、関連証人等が米国内に所在すると考えられ、応訴による被控訴人らの負担の程度や、当社グループにおいては、本件訴訟と関連するウィン・リゾーツ社との訴訟を米国で行っている事情等によって、今般のケースは民事訴訟法3条の9にいう『特別の事情』に該当するとの判断で、当該控訴は棄却されました。

当社としては、安易に『特別の事情』による却下は認められるべきではなく、『特別な事情』は極めて限定的な場合に限られると考え、東京高等裁判所へ控訴していましたが、第1審判決と同様の判決となったことは、甚だ遺憾であり、最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てを行いました。

なお、平成26年4月30日付『刑事告訴等に関するお知らせ』にてお知らせしておりますとおり、当社及び当社取締役会長岡田和生はウィン・リゾーツ社及び同社CEO スティーブン・A・ウィンを、名誉棄損、信用棄損及び風説の流布の各被疑事実に基づき、東京地方検察庁に刑事告訴・告発し、受理されております。

以上